

# 特定都市河川（流域治水関連法※の中核をなす制度）

※「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第31号）

ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践に向けて、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり、流域における貯留・浸透機能の向上等を推進していきます。

### 特定都市河川の指定対象

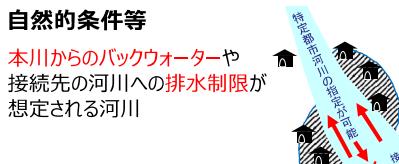
#### 市街化の進展

市街化の進展が著しく、流域内可住地の市街化率が概ね5割以上の河川



#### 自然的条件等

本川からのバックウォーターや接続先の河川への排水制限が想定される河川



狭窄部、景勝地の保護等のため河道整備が困難又は海面潮位等の影響により排水が困難な河川



### 流域治水の計画・体制の強化

#### 特定都市河川の指定

全国の河川へ指定拡大

#### 流域水害対策協議会の設置

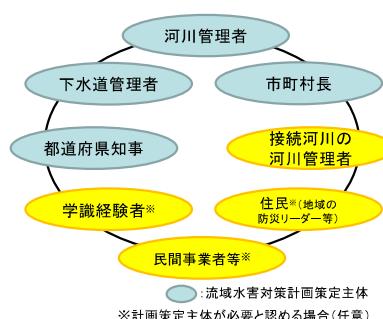
計画策定・対策等の検討

#### 流域水害対策計画 策定

洪水・雨水出水により想定される  
浸水被害に対し、概ね20~30年の間に実施する取組を定める

関係者の協働により、計画に基づき「流域治水」を本格的に実践

#### 【流域水害対策協議会の構成イメージ】



#### (協議会設置)

国土交通大臣指定河川：設置必須  
都道府県知事指定河川：設置任意

#### (構成員)

流域水害対策計画策定主体  
接続河川の河川管理者  
学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者

#### (協議事項の例)

流域水害対策計画の作成に関する協議  
計画の実施に係る連絡調整

⇒ 構成員は協議結果を尊重

### 流域水害対策計画に基づく流域治水の実践

#### 河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、整備を加速化する

- ・河道掘削、堤防整備
- ・遊水地、輪中堤の整備
- ・排水機場の機能増強 等

#### 雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する

- ①雨水貯留浸透施設整備計画の認定  
都道府県知事等が認定することで、補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等を創設

- ・対象：民間事業者等
- ・規模要件： $\geq 30m^3$ （条例で0.1~ $30m^3$ の間で基準緩和が可能）

- ②国有財産の活用制度  
国有地の無償貸付又は譲与ができる

- ・対象：地方公共団体



#### 雨水浸透阻害行為の許可

田畠等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることがないよう、一定規模以上の開発について、貯留・浸透対策を義務付ける

- ・対象：公共・民間による $1,000m^3$ 以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

#### 保全調整池の指定

100m<sup>3</sup>以上の防災調整池を保全調整池として指定し、機能を阻害する埋立等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- ・指定権者：都道府県知事等
- ・埋立等の行為の事前届出を義務化
- ・届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告

#### 浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定し、開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じることができる

- ・指定権者：都道府県知事
- ・都市計画法上の開発の原則禁止(自己用住宅除く)
- ・住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為を許可制とすることで安全性を確保

住宅・要配慮者施設等の安全性を事前許可制とする  
被災前に安全な土地への移転を推進(防災集団移転促進事業等)

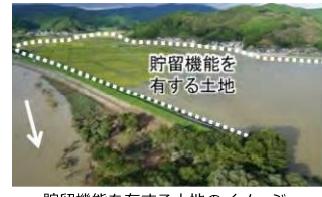


居住誘導・住まい方の工夫のイメージ

#### 貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定し、機能を阻害する盛土等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- ・指定権者：都道府県知事等
- ・盛土等の行為の事前届出を義務化
- ・届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告



貯留機能を有する土地のイメージ



## #12 貯留機能保全区域

### 目的

貯留機能の保全（浸水の許容）

### 根拠法令・計画等

特定都市河川浸水被害対策法  
流域水害対策計画

### 支援

#### 予算・税制

固定資産税等の特例措置

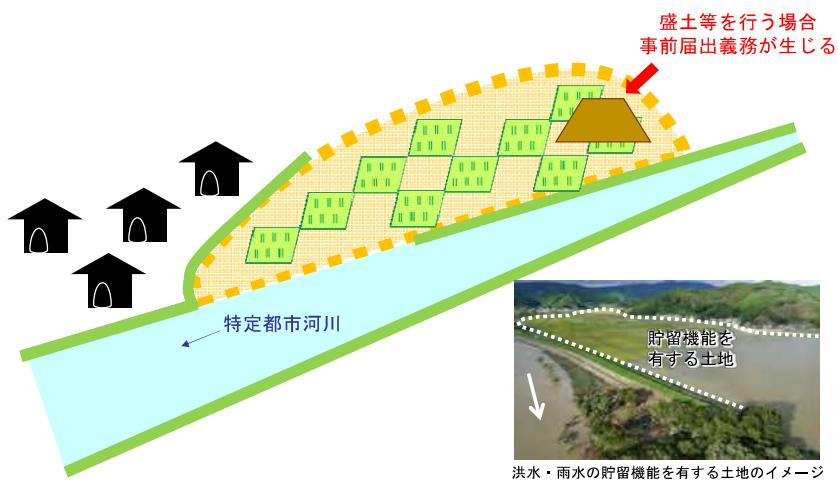
#### 技術的支援

- ・特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行（6ヶ月以内施行分）について  
(令和4年11月1日国都安第49号、国都計96号、国都公景第112号、国水政第82号、国住参建第2016号)
- ・解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（改訂予定）

### 施策の内容

#### 概要

- 貯留機能保全区域制度は、河川に隣接する低地や窪地等の洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域のうち、浸水の拡大を抑制する効用があると認められる土地について、都道府県知事等（政令市長、中核市長）が、市町村長からの意見を聴取し、土地の所有者の同意を得た上で指定することができる制度です。
- 貯留機能保全区域に指定されると、盛土や堤の設置等の貯留機能保全区域の機能を阻害する行為に対し、事前届出が義務付けられます。
- 都道府県知事等は、届出に対し、必要な助言・勧告をすることができます。



### 施策推進のポイント

- 貯留機能保全区域の指定に当たっては、当該河川の整備及び管理、流域の水災害リスクや土地利用形態等の様々な情報に基づく検討が必要であり、また、指定に対する土地所有者の理解及び同意を得る必要があることからも、当該土地における洪水・雨水の貯留による下流域の浸水被害の低減効果や貯留機能を阻害する盛土等の行為がもたらす周辺の宅地等への影響等を明らかにした上で、それらの効用を分かりやすく示すことが望まれます。
- 住宅等が立地する地域は、貯留機能を有する土地であっても指定の対象外となると想定されますが、二線堤の築造等の資産の浸水防護措置を講じた上で、当該地域のうち、住宅が立地していない地域を貯留機能保全区域に指定することは流域における貯留機能の確保の観点から有効な手段であり、土地利用形態や住宅等の立地状況等を踏まえ、必要に応じて浸水防護措置と併せて検討することが望まれます。



※貯留機能保全区域の指定と併せて実施する二線堤の築造について、特定都市河川浸水被害対策推進事業により国の補助を受けることができます

### 施策に関する問合せ

2 被害対象を減らす 新たな居住に対し、立地を規制する  
居住者の人命を守る



都道府県

## #13 浸水被害防止区域

### 目的

新たな居住に対し、立地を規制する  
居住者の人命を守る

### 根拠法令・計画等

特定都市河川浸水被害対策法  
流域水害対策計画

### 支援

#### 技術的支援

- 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行（6ヶ月以内施行分）について  
(令和4年11月1日国都安第49号、国都計96号、国都公景第112号、国水政第82号、国住参建第2016号)
- 解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（改訂予定）
- 浸水被害防止区域内の建築物に係る構造計算・設計マニュアル（発行予定）
- 水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン（令和3年5月）

### 施策の内容

#### 概要

- 浸水被害防止区域は、特定都市河川流域内で、洪水又は雨水出水が発生した場合に建築物の損壊・浸水により住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物の建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域を、都道府県知事が指定することができる制度です。
- 特定都市河川浸水被害対策法に規定される開発・建築の制限に加え、いわゆる「災害レッドゾーン」の1つとして、都市計画法に基づき自己居住用住宅以外の開発が原則禁止となるとともに、立地適正化計画の居住誘導区域から原則除外となる等、立地規制に係る規定の対象区域です。
- また、厚生労働省では、浸水被害防止区域を含む災害レッドゾーンにおける高齢者福祉施設の新設を原則補助対象外としています。

#### 開発の原則禁止

- 災害レッドゾーンにおける自己居住用住宅以外の開発を原則禁止

\*病院・社会福祉施設・ホテル・自社オフィス等の自己業務用施設の開発を新たに原則禁止とする(R4.4~)

#### 高齢者福祉施設の新設への補助要件の厳格化

- 特別養護老人ホームなど高齢者福祉施設について、災害レッドゾーンにおける新規整備を補助対象から原則除外
- <厚生労働省にてR3年度より運用開始>

#### (参考)災害レッドゾーン

- ・**浸水被害防止区域**(R3.11施行)
- ・災害危険区域(崖崩れ、出水等)
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・地すべり防止区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域

#### 市街化調整区域内の開発許可の厳格化

- 市街化調整区域内で**市街化区域**と同様の開発を可能とする区域\*から災害レッドゾーン及び災害イエローゾーンを原則除外(R4.4~)

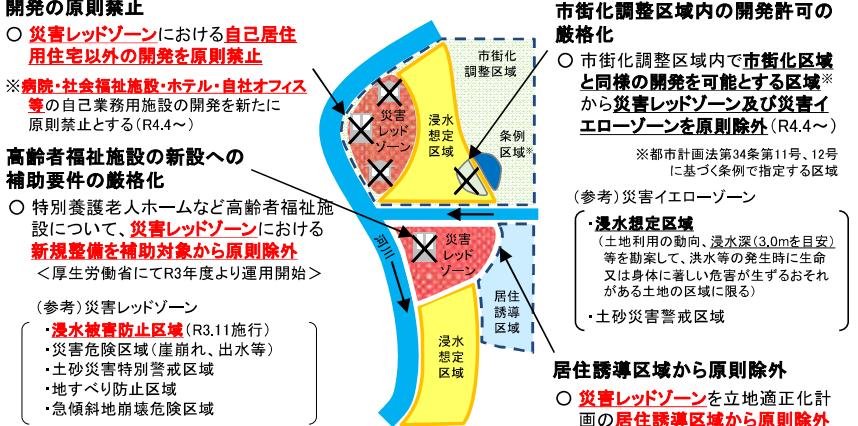
\*市街化調整法第34条第11号、12号に基づく条例で指定する区域

#### (参考)災害イエローゾーン

- ・**浸水想定区域**  
(土地利用の動向、浸水深(3.0mを基準)等を勘案して、洪水等の発生時に生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域に限る)
- ・土砂災害警戒区域

#### 居住誘導区域から原則除外

- 災害レッドゾーンを立地適正化計画の**居住誘導区域**から原則除外



### 施策推進のポイント

- 浸水被害防止区域は、新たな居住に対する立地規制や建築の事前許可制とあわせて、区域内の既存住宅を対象に被災前に安全を確保するための移転や嵩上げ等への支援が可能であり、これら支援制度の活用を地域の関係者との合意形成に役立てることも考えられます。
- 水災害に関する防災まちづくりの一般的な考え方について示した「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン」でも、想定されるハザードの外力が大きく頻度が高い区域で、都市的土地利用を避けることとした区域における土地利用規制の手法の1つとして、同区域が紹介されており、制度の活用に当たって参考とすることができます。

#### 浸水被害防止区域における安全措置

##### (特定都市河川浸水被害対策法)

###### ○ 住宅・要配慮者施設等の安全性を事前確認

- 一住宅(非自己)・要配慮者施設の土地の開発行為について、土地の安全上必要な措置を講ずる
- 一住宅・要配慮者施設の建築行為について、
- ・居室の床面の高さが基準水位以上
- ・洪水等に対して安全な構造とする

###### 既存の住宅等の浸水対策(嵩上げ等)を支援

##### (災害危険区域等建築物防災改修等事業)

###### ○ 灾害危険区域等に加え、**浸水被害防止区域**を追加

<R4年度予算より>



### 施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課  
TEL 03-5253-8455

2 被害対象を減らす 新たな居住に対し、立地を規制する  
居住者の人命を守る



市町村・都道府県

## #14 災害危険区域

### 目的

新たな居住に対し、立地を規制する  
居住者の人命を守る

### 根拠法令・計画等

建築基準法  
(規制内容は条例で規定)

### 支援

#### 予算・税制

-

#### 技術的支援

- 出水等に関する災害危険区域の指定事例等について（令和2年9月4日付事務連絡）
- 水災害対策への災害危険区域制度の活用について（令和3年6月9日付事務連絡）

### 施策の内容

#### 概要

- 地方公共団体は、条例で、出水、高潮等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができます。
- 災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、条例で定めます。
- 平成29年7月洪水の浸水実績を踏まえ、雄物川激甚災害対策特別緊急事業で整備した「輪中堤」で守られる範囲以外を大仙市が「災害危険区域」として指定し、居住の用に供する建築物について、地盤面の高さ制限、主要構造部の構造規制及び居室の高さ制限等を設定しました。



大仙市災害危険区域図

#### 施策の効果

- 大仙市による対象地区住民への意向調査を実施したうえで、輪中堤による治水対策と災害危険区域の指定による建築物の立地規制を治水部局（国）と建築部局（大仙市）が計画し、双方が連携した流域治水施策として実施しています。
- 過去幾度も浸水被害を受けてきた集落の浸水リスクの早期軽減や、地域における住まい方の工夫による被害軽減の効果が期待されています。



### 施策推進のポイント

- 災害危険区域は、いわゆる「災害レッドゾーン」の1つとして、都市計画法に基づき自己居住用住宅以外の開発が原則禁止となるとともに、立地適正化計画の居住誘導区域から原則除外となるなど、その他の法令等に基づく立地規制に係る規定の対象となる場合があります。そのため、地域の関係者との丁寧な合意形成が重要となります。
- 区域内の既存不適格住宅等を対象に災害発生前に安全を確保するため、移転（防災集団移転促進事業、かけ地近接等危険住宅移転事業）や、改修等（災害危険区域等建築物防災改修等事業）の支援制度を活用することができますので、これら支援制度の活用を地域の関係者との合意形成に役立てることも考えられます。

### 施策に関する問合せ

国土交通省 住宅局 建築指導課  
建築物事故調査・防災対策室 TEL 03-5253-8514

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課  
TEL 03-5253-8455

2 被害対象を減らす 既存の住居に対し、住まい方を工夫する



市町村・都道府県

# #15 住宅等の防災改修（嵩上げ・ピロティ化等）

## 目的

既存の住居に対し、住まい方を工夫する

## 根拠法令・計画等

—

## 支援

### 予算・税制

災害危険区域等建築物防災改修等事業

### 支援内容

#### (1) 対象区域

- ・災害危険区域（災害危険区域等の条例の規定が施行されることにより既存不適格になる予定の住宅及び建築物を含む）
- ・地区計画（浸水被害に関する建築制限を定めているものに限る）の区域
- ・浸水被害防止区域

#### (2) 防災改修等の対象となる住宅・建築物

- ・既存不適格の住宅・建築物（区域指定等による建築制限等に適合しないものに限る）等
- ・上記に該当することが予定される住宅・建築物

#### (3) 交付率 国1／2

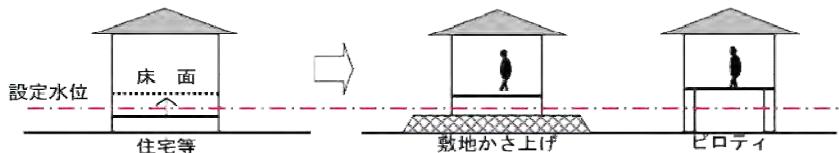
注) 建替後の住宅・建築物は原則として土砂災害特別警戒区域外に存し、建築物エネルギー消費性能基準に適合する必要があります  
地方公共団体が建替える建築物はZEB水準に適合する必要があります

## 施策の内容

### 概要

- ・近年、激甚・頻発化する水災害による被害を軽減するための施策として、災害危険区域や浸水被害防止区域等を指定することにより、出水などによる危険の著しい区域における新たな住宅の立地規制や、住宅、建築物の構造規制を行うことで、水災害に対する住宅・建築物の安全性を高めることができます。
- ・災害危険区域等建築物防災改修等事業は、これら災害危険区域や浸水被害防止区域等を指定しやすい環境整備及び区域内における既存不適格建築物等の安全性向上のため、災害危険区域（建築禁止エリアは除く）等に存する既存不適格建築物等について、建築制限に適合させる改修費用等の一部を補助する地方公共団体に対して支援するものです。

### ＜災害危険区域等内における建築制限のイメージ＞



### 【交付対象事業】

- ・災害危険区域等の指定に関する計画策定
- ・対象区域に存する住宅・建築物の基準適合調査
- ・特定既存不適格建築物等※の防災改修等（ピロティ化、地盤に係る対応による居室の持ち上げ、建替え、避難空間の整備）

※既存不適格等の住宅・建築物（区域指定等により建築制限や許可基準に適合しなくなったもの）をいい、建築物は災害対策基本法に基づき地方公共団体が策定する地域防災計画において避難所または一時集合場所に指定されたものに限る

## 施策推進のポイント

- ・災害危険区域等の住宅等の構造基準等を定める区域指定が進むことにより、水害に対する居住の安全性が高められる一方で、区域内での住宅・建築物の新築や建替え等の際には建築制限が課されることになるため、区域の指定等にあたっては住民の方々への丁寧な説明が必要となります。
- ・そのため、本事業では上記の各区域等を指定しやすい環境の整備と、区域指定することにより既存不適格等になる住宅等について、建築制限等に適合させる改修費用などの一部を補助することで、区域指定を行いやすくし、以て水災害に対する地域の安全性向上を図るものです。
- ・令和3年度以降に新たに指定された区域等または立地適正化計画における防災指針もしくは流域治水プロジェクト等を定めている地方公共団体における既存の区域等の内の住宅の場合は、補助上限額の嵩上げがあります。

## 施策に関する問合せ

2 被害対象を減らす 既存の住居に対し、移転を促す 市町村

# #16 住居の集団移転

## 目的

既存の住居に対し、移転を促す

## 根拠法令・計画等

防災のための集団移転促進事業に係る  
国との財政上の特別措置等に関する法律  
集団移転促進事業計画

## 支援

### 予算・税制

防災集団移転促進事業

### 技術的支援

防災移転まちづくりガイド  
III章 防災集団移転促進事業  
(防集事業)について



治水対策と集落維持の両立を目指した移転

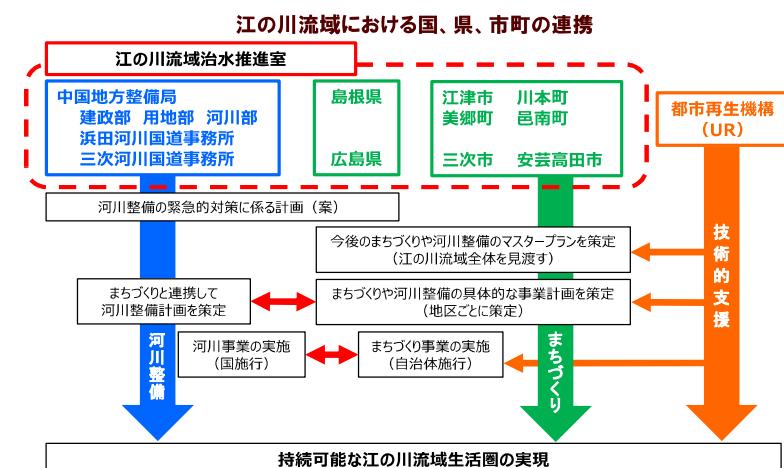
## 施策の内容

### 概要

- 江の川では平成30年7月や令和2年7月の豪雨による洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、国、県、沿川市町が連携して『治水とまちづくり連携計画（江の川中下流域マスタークリーン）【第1版】』をとりまとめ、令和4年3月に策定・公表しました。
- 沿川市町は、「治水とまちづくり連携計画」に基づき、国、県とともに河川整備と連携し、防災集団移転促進事業等を活用したまちづくりを推進しています。



治水とまちづくり連携計画



### 施策の効果(事例)

- 島根県美郷町は、港地区において地域コミュニティを維持しながら安全な場所に移転したいという地域の意向を踏まえ、防災集団移転促進事業により地区内の高台団地に住居を集約・移転することにより、安全の確保に取り組んでいます。

## 施策推進のポイント

- 浸水被害の状況、人口・経済等の社会情勢、生業などを踏まえ、各地域の将来計画を関係行政機関が連携して検討・提案し、集団移転のみならず複数の対策について地域住民と意見交換を行いながら住民・行政が協働した地域づくりを進めることが重要です。
- 防災集団移転促進事業は、地域住民の意向を調整し、市町村が事業主体となって行うまちづくり事業です。そのため、関係主体が緊密に連携してまちづくりの方向性を共有し、国や都道府県等による計画策定への助言、移転元地の家屋補償や関連工事への事業協力など、市町村が実施する事業に対して協力をすることにより、実効性の高いものとするとともに、事業の円滑化を図ることが重要です。

## 施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局

河川計画課 河川計画調整室 TEL 03-5253-8445  
治水課 TEL 03-5253-8455

国土交通省 都市局

都市安全課 TEL 03-5253-8400